

1 全域放出方式

1 貯蔵容器の設置場所

- ア 不活性ガス消火設備の貯蔵容器（以下「貯蔵容器」という。）の設置場所は、政令第16条第5号及び省令第19条第5項第6号の規定によるほか、防護区画を通ることなく出入りすることができ、かつ、第2 屋内消火栓設備。1. (1). ア. (ア)を準用すること。
- イ タワー方式の機械式駐車場で、次により防護区画の内部を区画して貯蔵容器室を設置した場合には、防護区画を通った位置に設置することができる。
- (ア) 外壁部分には点検口を設置し、外部から容器弁を手動で開放できること。
- (イ) 防護区画と貯蔵容器室とは密閉構造となっていること。
- ウ 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨の表示を行うこと。

2 貯蔵容器

高压式貯蔵容器は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査に合格したもので、かつ、25MPa以上の圧力（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあつては35℃における貯蔵容器内圧力の5/3倍以上の圧力）に耐えられるものであること。

3 選択弁

- 選択弁は、省令第19条第5項第11号の規定によるほか、次によること。
- ア 選択弁は、(財)日本消防設備安全センターの認定品（以下この項において「認定品」という。）とすること。◆
- イ 選択弁は、貯蔵容器の直近又は火災の際、容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。
- ウ 貯蔵容器から各防護区画へは、3以上の選択弁を経由しないものであること。
- なお、複数の選択弁を経由する場合には、次によること。

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

- (ア) 選択弁の起動は次による。
- a 選択弁をガス圧で起動するものは、選択弁毎に起動ガスボンベを設置すること。
- b 起動ガスボンベ用ソレノイドに至る配線は耐熱配線とすること。
- (イ) システム選択弁（貯蔵ボンベ室集合管からの1次弁）は貯蔵ボンベ室内に設置すること。
- (ウ) 貯蔵ボンベの開放は、システム選択弁用の起動ガスによるものであること。
- (エ) 区画選択弁（システム選択弁からの2次弁）を貯蔵ボンベ室と異なる場所に設置する場合には次によること。
- a 専用の機器室又はパイプシャフト等に設置すること。
- b パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護箱（不燃材料製）で覆い、区画選択弁である旨表示すること。
- c 専用の機械室又はパイプシャフトの扉は不燃材料製とし、扉の表面には区画選択弁である旨の表示をすること。
- (オ) システム選択弁と区画選択弁の間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。

4 容器弁

容器弁、安全装置及び破壊板（以下「容器弁等」という。）は、認定品とすること。

5 容器弁開放装置

- ア 容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。
- イ 電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあつては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。

6 配管等

- ア 配管は、省令第19条第5項第7号の規定によるほか、起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。
- イ 使用する配管の口径等は、省令第19条第5項第22号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準」等により算出された配管の呼び径とすること。
- ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の配管の経路には、貯蔵室内の次のいずれかの部分に閉止弁を設置し、「常時開・点検時間」の表示を付すこと。
- (ア) 貯蔵容器と選択弁の間の集合管
- (イ) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器が5未満の場合に限る。）



- エ 前ウの閉止弁は、認定品とすること。
- オ 配管は原則として埋設しないこと。

7 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、認定品とすること。

8 防護区画の構造等

防護区画は、政令第16条第1号（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあつては、ただし書きを除く。）の規定によるほか、次によること。

- ア 窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画には、消火剤放射時の内圧上昇により破壊されないように、次の式により算出した避圧口を設けること。ただし、ここで用いる消火剤流量は、消火剤放射時の噴射ヘッドからの最大流量とすること。

$$A = 134 \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口の開口面積（cm²）

Q：消火剤流量（m³/min）

P：許容区画内圧力（Pa）

ΔP：ダクトの抵抗値（Pa）

なお、消火剤の必要量は、防護区画の体積×体積1 m³あたり0.516 m³以上0.740 m³以下を乗じた量（窒素、IG-541は0.472以上0.562 m³以下、IG-55は0.477以上0.562 m³以下として算出する。）とすること。

また、避圧口は、区画内の消火剤濃度をより長時間維持するために消火剤の放射が終了した時点で閉鎖することとされている。このために、防護区画の壁面直近に避圧ダンパーが設けられるが、放出された消火剤の圧力によりダンパーが「開」となり、圧力が復旧（大気圧へ戻る）すれば、調整おもりにより「閉」となる自重方式や電動式のダンパーを使用する方式があるが、原則として自重方式により設置すること。

- イ 前アの避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部等を設けることができる。
- ウ 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。ただし、通信機器室、電子計算機器室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものであること。
 - (ア) 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが構造上困難であること。
 - (イ) 廊下、休憩室等の用に供されないこと。
 - (ウ) 主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること（フリーアクセス部分を含む）。
- エ 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画内から外側に開放されるとともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとし、放出された消火剤が漏えいしないものとする。
- オ 防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。
- カ 開口部にガラスを用いる場合にあつては、網入りガラス、線入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものとする。

なお、窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあつては、網入りガラス、線入りガラスとし、アの許容区画内圧力以上の強度を有するもの又はこれらと同等の強度、耐熱性を有するものとする。
- キ 無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者が出入りする場所以外の場所に設ける防護区画は、前アからカによるほか、次によること。
 - (ア) 防護区画に設ける避難口は、2以上とし、かつ、2方向避難が確保できるように設置し、当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離が20m以下となるようにすること。
 - (イ) 地階の防護区画の床面積は、400m²以下とすること。ただし、防火対象物の地下の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分がある場合はこの限りでない。

※ ドライエリア等とは、当該防護区画の外周が2面以上及び周長の1/2以上がドライエリア、その他の外気に開放されており、かつ、次の条件をすべて満たすものをいう。

 - a 開口部の面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。
 - b ドライエリア等には、地上に出るための傾斜路、階段等の施設が設けられていること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



- ク 防護区画内には、避難方向を示す誘導灯及び出入口の位置を示す誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保される場合にあっては、標識によることができる。
- ケ 立体駐車場（タワーパーキングの類い）の上部に設ける換気ガラリ等全ての開口部は、消火剤放出前に自動的に閉鎖できる構造（自動閉鎖装置）とすること。

9 防護区画に隣接する部分に係わる安全対策

防護区画において二酸化炭素を放出する場合には、当該防護区画外となる部分（防護区画の出入口が設けられている廊下、ロビー、前室等をいう。以下「防護区画に隣接する部分」という。）に避難することが必要なため、当該部分に二酸化炭素が漏えいした場合に人命に危険を及ぼす恐れがあることから、安全性を確保することが必要である。このため、防護区画に隣接する部分については、次によるものとする。

ただし、防護区画に隣接する部分に漏えいした二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合（直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する。）にあってはこの限りでない。

また、防護区画に隣接する部分が閉鎖されている空間である場合であって、防護区画内の二酸化炭素が隣接する部分に漏れ出た場合の濃度が安全であることが、放出実験を行うこと等により確認できる場合にあっては、同様の取り扱いとすることができる。

- ア 防護区画の設置されている防火対象物の関係者以外の不特定の者が容易に利用することがないよう体制を整えているものであること。
- イ 防護区画に隣接する部分からその他の部分又は外部に通じる扉等は、内部から容易に開放できる構造のものであること。
- ウ 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。
- エ 排気装置が設けられていること。
- オ 排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

10 制御盤等

ア 不活性ガス消火設備には、制御盤及び火災表示盤を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。

(ア) 制御盤

制御盤は、認定品とすること。

(イ) 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。

- a 各防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）
なお、表示灯が点灯した時には、ベル・ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。
 - b 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示灯（一括表示）
 - c 消火剤が放出した旨を明示する表示灯（一括表示）
 - d 起動方式が自動式のものにあつては、自動手動切換表示灯
- イ 制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。
- (ア) 制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設けること。
 - (イ) 火災表示盤は、守衛室等常時人のいる場所に設けること。
 - (ウ) 制御盤を(イ)の場所に設けた場合で人命危険等の障害のない場合は、(ア)によらないことができる。
- ウ 制御盤及び火災表示盤には、当該消火設備の完成図及び取扱説明書等を備えること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



11 起動装置

ア 起動方式

(ア) 二酸化炭素を放射するもの

起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分がある場合にあつては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあつては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。

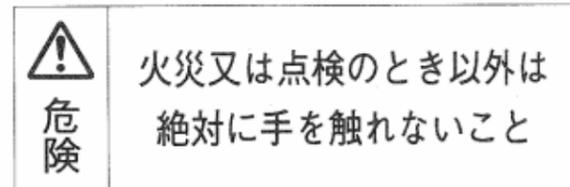
a 常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの

b 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

(イ) 窒素、IG-55又はIG-541を放射するもの

起動方式は、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすること。

イ 手動起動装置の操作箱は、認定品とし、二酸化炭素を放射するものにあつては、第6-1図による表示を行うこと。



- ・ 標識の材質は問わない。
- ・ 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

第6-1図

ウ 省令第19条第5項第16号に規定される自動式の起動装置は、次によること。 ◆

(ア) 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式とし、一の信号については、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。ただし、完全に無人の防火対象物は一信号で起動する方式とすることができる。

(イ) 前(ア)による消火設備専用の感知器は、熱により火災の発生を自動的に感知する方式のもので、特種、1種又は2種とすること。

ただし、立体駐車場（タワーパーキングの類い）については、差動式分布型の3種とすることができる。

(ウ) 感知器は、省令第23条第4項の例により設けることとし、第11 自動火災報知設備 3.(1).アにより適材適所に感知器が設置されていること。

(エ) 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用設ける感知器から制御盤に入る方式とするか、又は消火設備専用として設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式としてAND回路制御方式とすること。

(オ) 自動式に起動した装置の復旧は、手動操作によること。

(カ) 制御盤等に自動手動切換装置が設けられるものにあつては、当該装置を起動装置に設けないことができる。

(キ) 感知器の作動を制御盤以外で受信する場合には、当該受信する機器等に不活性ガス消火設備と連動している旨表示し、制御盤への移報は容易に停止できない措置を講じること。

エ 起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる照明を行うこと。

オ 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のために起動させる明確、かつ、冷静な意思に基づかなければ起動できないものとする。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



12 音響警報装置

省令第19条第5項第17号の規定によるほか、次によること。

- ア 音響警報装置は、認定品とすること。
- イ 音声装置は、火災の際、延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。
- ウ スピーカーは、当該防護区画の各部分からスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように反響等を考慮して設けること。なお、音声による警報装置だけでは効果が期待できない場合には、赤色回転灯等の視覚による警報装置を併設すること。
- エ 防護区画に隣接する部分が開放である場合にあっては、当該部分についても防護区画で消火剤が放出される旨、又は放出された旨を有効に報知できるように設けること。
- オ 防護区画に隣接する部分に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。

13 放出表示灯

- ア 省令第19条第5項第19号イ(イ)に規定する表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。特に、放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置などの措置を講ずること。
- イ 防護区画に隣接する部分（直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場所を除く。）にあっては、当該部分に通じる出入口の見易い箇所に、防護区画において二酸化炭素が放出された旨を表示する表示灯を設けること。

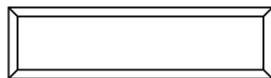
14 排出装置等

- ア 次のいずれかによる方法とすること。
 - (ア) 排気機器を用いる排出方法
 - a 専用の排出装置。ただし、消火剤の排出時に保安上支障のないものにあつては、他の設備の排気装置等と兼用することができる。
 - b ポータブルファンを用いる排出装置（原則として立体駐車場（タワーパーキングの類い）で前aによる排出口を設けることが困難なものであり、かつ、排気用の風管及び当該風管の専用連絡口を設ける場合に限る。）
 - c 上記a、bいずれの場合においても、1時間当たり3回以上の排出回数を確保すること。◆
 - (イ) 自然排気による排出方式
 - 開放できる開口部で、外気に面する開口部（防護区画の床面からの高さが階高の2/3以下の位置にある開口部に限る。）の大きさが当該防護区画の床面積の10%以上で、かつ、容易に消火剤が拡散されるものであること。
- イ 排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画以外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。

15 避圧口（二酸化炭素消火設備は除く）・排出口についての留意事項

避圧口は屋外に面した壁に設置するか、あるいは屋外の安全な場所までダクトにより導かれていなければならない。ここでいう屋外の安全な場所とは、人が容易に近づかない場所で、屋上や付近に住居の窓などが無い高所部分を指し、外気の通風が良好であり排気される煙等が十分に拡散する場所をいい、次に示す条件を満足することを原則とする。

- ア 人に対する影響が少ない場所であること。
- イ 原則として屋上とする。ただし、人が容易に近づけないよう措置した場所など、周囲の安全が確認される場合は、2階以上の高さ（概ね3m以上）とすることができる。
- ウ 周囲の工作物等への影響についても十分配慮すること。



エ 排出時の風向き等による住居等への影響がないよう配慮すること。

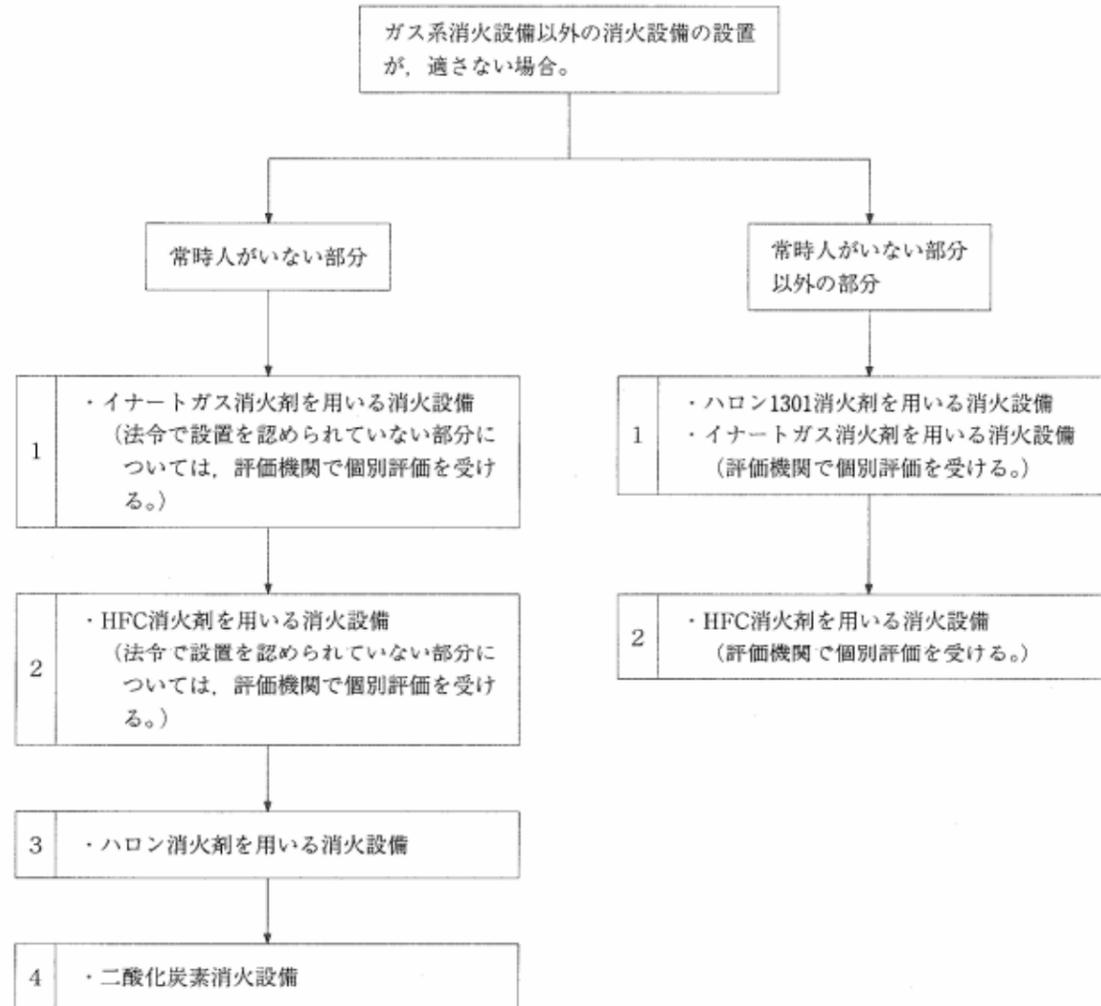
さらに、避圧措置に用いるダクトは専用とすることが望ましい。但し、消火剤放出後に消火剤を排出する排気用ダクトや一般空調用ダクトと兼用する場合は、避圧により排出されるガスが他の居室等に流入しないようにチャッキダンパーやモーターダンパー等により制御を行うこと。

防火区画を避圧措置のダクトが通過する場合がある。この場合はFD等を設けずに2重ダクト等により外部放出先までを区画形成すること。やむを得ずFDを設けて区画形成する場合は次の方法を用いること。

(ア) FD等は極力防護区画外に設置すること。

(イ) FD作動前に防護区画内の感知器が作動し、ガスを放出出来るように、ヒューズ作動温度は高温のものを用いること。

別表第6-1 ガス系消火設備(全域放出方式)の指導優先順位



※表中の番号は、優先順位を示す。

16 非常電源・配線等

非常電源・配線等は、第2 屋内消火栓設備 5を準用すること。

17 その他の留意事項

ア 全域放出方式の不活性ガス消火設備の消火剤の選定にあたっては、別表第6-1によること。

イ 防護区画外に容易に使用することができる空気呼吸器等を備えること。



備考

- 1 「常時人がいない部分」とは、本来使用されている時間、使用されていない時間を問わず、限定された場合（保守点検、まれな短時間の作業であって、立ち入る者も限定少数である場合等）を除き、無人であることを指す。〔例：機械式駐車場（自走式の駐車場を除く）、電気室等〕
ただし、イナートガス消火剤及びHFC消火剤を用いる消火設備を、法令で設置できない部分に設置する場合は、（財）日本消防設備安全センター等の評価機関（以下、「評価機関」という。）において、極めて高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象物毎に評価した場合に限り、消防法施行令第32条を適用して設置できるものとする。
- 2 評価機関で個別に評価を受けたものの事務処理について
工事整備対象設備等着工届出書に評価報告書を添付することにより特例の申請とし、「消防用設備等の特例基準適用願」の提出は不要とする。



2 局所放出方式

1 局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置場所

局所放出方式の不活性ガス消火設備は、駐車用のみに供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に適合する場合に設置することができるものであること。

- ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合
- イ 全域放出式又は移動式の設置が不適当と認められる場合

2 貯蔵容器の設置場所

前1.(1)によること。

3 貯蔵容器 ◆

前1.(2)によること。

4 選択弁

前1.(3)によること。

5 容器弁等 ◆

前1.(4)によること。

6 容器弁開放装置

前1.(5)によること。

7 配管等

前1.(6)によること。

8 噴射ヘッド

前1.(7)によること。

9 制御盤等

前1.(10)によること。ただし、省令第19条第5項第19号イ(イ)に規定される遅延装置は、設けないことができる。

10 起動装置

前1.(11)によること。

11 音響警報装置

前1.(12)によること。

12 排出措置等

前1.(14)によること。

13 非常電源・配線

前1.(16)によること。



3 移動式

1 設置できる場所の条件

第5 泡消火設備 4. (1)によるほか、政令第13条第1項の規定により電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分

ア 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面する扉等）の有効面積の合計が、床面積の15%以上である部分。

なお、開放操作が電気制御による場合は、非常電源として自家発電設備又は蓄電池設備が必要である。

イ 政令別表第1(2)項イに掲げる防火対象物又はその部分（地階、無窓階を除く。）で、空間が大きく、かつ、使用についての安全性が十分に配慮されているもの（常時人がいる場合は除く）。

ウ 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。）で、実際に当該部分が区画されている床面積の1/5未満となる部分

2 ホース等

ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。

4 不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」

平成17年3月31日付消予査第351号

1 システムの適用範囲及び適用消防用設備

政令第13条及び条例第38条の規定に基づき設置され、又は、自主的に設置された不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備について、政令第32条又は条例第42条の規定に基づく特例として適用することができる。

2 適用する防火対象物等

原則として、夜間、休日等の無人となる時間帯において、人の出入りが自由な場所に手動起動装置が設置されている場合に適用するものとする。

3 「いたずら防止システム」の概要

当該システムの概要は、設置されている制御盤等を改造せずに、「いたずら防止装置」（以下「継電器盤」という。）を設置し、起動方式を自動起動に設定することにより、いたずら等で起動用押しボタンが押された場合に消火剤が放出しないシステムである。（第6-2図参照）

ア 起動方式を自動方式に設定した場合

(ア) 起動用押しボタンが押されても警報が発せられるのみで、消火剤は放出しない。（放出表示灯は点灯又は点滅しない。）

(イ) 二以上の感知器の作動信号により、当該設備が起動し消火剤が放出される。

(ウ) 一の感知器が作動しても当該設備は起動しないが、その際に起動用押しボタンを押すと当該施設は起動し消火剤が放出される。

(エ) 起動用押しボタンを押すと一の感知器の作動後、消火剤が放出される。

イ 起動方式を手動起動に設定した場合には、起動用押しボタンを押すと消火剤が放出される。

ウ 手動起動及び自動起動いずれの設定においても、緊急停止ボタンを押すと当該施設の消火剤の放出が停止される。

4 継電器盤の構造等

継電器盤を不活性ガス消火設備等の制御盤に付加することにより、いたずら防止対策システムが構築できるもので、継電器盤は1回線用と複数回線用がある。

当該設備で警戒されている防護区画が1のものに設置する場合には、1回線用の継電器盤を設置し、当該設備で警戒されている防護区画が複数のものに設置する場合には複数回線用の継電器盤を用いること。

5 継電器盤を設置した場合における表示等による対応

当該対策を講じた場合には、制御盤及び防災センター等の見やすい位置に継電器盤の設置に係る取扱要領等（システム概要、操作方法・復旧方法等）を記載した標識（原則0.5m×0.5mで白地に赤文字）を掲示するとともに、手動起動装置が設置されている箇所の見やすい位置にいたずらを抑制するための（例：「いたずら防止システム設置済」と記載した標識（原則0.3m×0.3mで白地に赤文字）を掲示すること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



6 継電器盤の設置に伴う特例適用の条件等

起動方式が自動起動に設置され、起動用押しボタンが押された場合には、警報音(通常の警報音)が発するのみで消火剤は放出されないが、起動回路が作動状態に保持されることから、復旧操作しないで起動方式を手動起動に切り替えると消火剤が放出される危険性があることから、手動に切り替えた時点で自己保持回路を解除(自動復旧)する等の措置により、ガス放出防止対策を講じている継電器盤を使用する場合に限り、特例適用の対象として認めることとした。

また、設置に際しては、ガス放出防止対策が講じられているか確認をすること。

7 消防用設備等の点検

継電器盤の設置による措置を講じた場合は、消防法第17条の3の3に基づく点検時には当該設備の作動及び機能等の確認を行い、その結果を当該設備の点検票の備考欄等に記載させること。

また、自動火災報知設備の点検及び感知器の取替え等の作業に際しては、当該システムの解除等の措置を講じる等の安全対策についても指導すること。

8 届出等

ア 工事整備対象設備等着工届出書

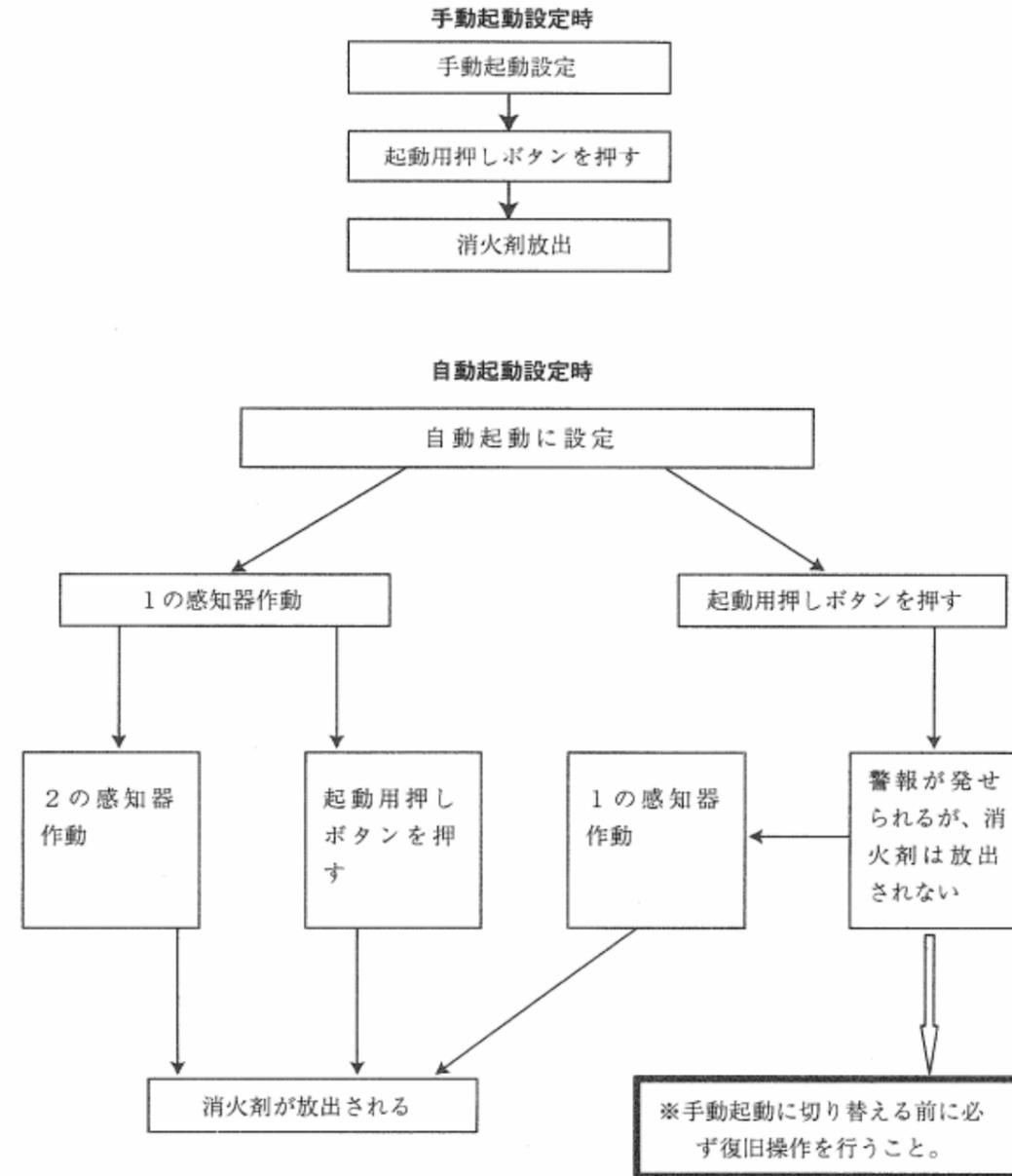
(ア) 継電器盤の設置に際しては、工事整備対象設備等着工届出書(以下「着工届出書」という。)を提出させること(添付書類は、継電器の設置場所、回路図、標識、機器詳細図、システム概要等の他、必要とする書類等)。

(イ) 継電器盤を設置による措置を講じた場合の試験

継電器盤を設置した対象物は、機能及び操作方法等に関する試験結果を検査時等に着工届出書の備考欄等に記載させること(例:継電器盤設置に伴う機能及び機器等の試験を○月○日に実施した結果、異常ありませんでした。消防設備士名・押印)。

イ 特例適用願

継電器盤の設置に際しては、「消防用設備等の特例基準適用願」を提出させること。この場合、添付する書類等は、着工届出書に添付することで省略することができる。



第6-2図 いたずら防止対策システムフロー図

